

ひとりで悩まず、まず相談

～ こんな不安や心配、お困りごとはありませんか？ ～

どこに相談すれば良いのか分からない。

引きこもりの子どもの将来が心配

相談相手が誰もいない…

働きたいと思うが、フランクがあって、不安…

会社が倒産して、次の仕事が見つからない…

退職して家賃の支払いが厳しい…

困っているが、どうすればいいのかわからない。



初めは些細なことであっても時間が経つにつれて、複雑化・深刻化し、解決するために、より多くの時間と労力が必要となることがあります。

何が問題かわからない場合でも、相談いただくことで、明確になる場合があります。

「お金がない。」「食べ物がない。」など、本当に無くなってからでは、もう遅い！そうなる前に、まず、一度、ご相談ください。

【相談先】 自立相談支援窓口

所在地

和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 東庁舎 1階 生活支援第2課内

連絡先

073-435-1061

受付時間

9時～16時（土日祝日、年末年始除く。）

HPは、こちら



自立相談支援事業の利用の流れ



まず、**困りごと**（不安なこと、心配なこと、困っていること等）について、**教えてください**。

- ・仕事、家庭、お金等どんな問題を抱えているのか、専任の相談支援員がお伺いします。
- ・相談内容によっては、適切な専門機関につなぎます。
※ご家族からの相談でも構いません。
※相談支援員が訪問することもできます。



自立（※）に向けて必要な支援を計画的に提供するため、一緒に『**自立支援計画**』を立てます。

- ・困りごとの内容について、相談支援員と一緒に整理します。
- ・解決に向けた目標を設定します。
- ・困りごとの解決のために必要な事業等を組み込みます。



活用可能な事業例（適用には、各種の要件があります。）

『就労準備支援事業』

『認定就労訓練事業所の斡旋』

- ⇒ 一般就労に向けた第一歩として、就労訓練等の支援を行います。

『子どもの学習・生活支援事業』

- ⇒ 主に中学3年生を対象として、学習支援を行います。

『住居確保給付金』

- ⇒ 安定した就職活動を行うため、一定期間、家賃相当額を給付します。

『家計改善支援事業』

『生活福祉資金の貸付の斡旋』

- ⇒ 家計の改善に向けて、家計を見える化し、家計管理を支援します。

※生活困窮者自立支援制度上の「自立」の概念には、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」があり、自立の形は、多様です。



自立に向けて、一緒に、一歩ずつ進みましょう。

- ・状況に合わせて、相談支援を継続します。
- ・定期的にフォローアップします。
- ・必要に応じて、計画の内容を見直します。



目標を達成

- ・計画の目標が達成できれば、いったん支援は終了します。
- ・新たな困りごとが生じれば、いつでも相談してください。



HPは、こちら



【制度の利用に当たる注意点等】

- ・生活保護を受給されている方は、対象外です。
- ・現金の給付を目的とした仕組みではありません。
- ・困りごとを解決するのは、ご自身の力です。相談支援員は、あなたに寄り添い 自立に向けたお手伝いをします。